

兵高教組 2020年10月27日 人勧速報 No.2 調査情報 16号

兵庫県高等学校教職員組合調査部
TEL : 078-341-6745 FAX : 078-351-3185
URL : http://www.hyogo-kokyoso.com
mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

業務量増加は認めながらも、

第2回、第3回 人事委員会交渉

勧告は国並み引き下げ改定(0.05月減)の方向

10月26日、高教組は兵庫教組とともに一時金についての第3回の人事委員会交渉をもちました。これに先立つ第2回交渉[10月21日]では、一時金の引き上げ、改善を求める団体署名を提出して、すべての教職員の一時金の改善を求めました。(署名は第3回交渉で追加提出して計60団体)

第3回交渉では、人事委員会 西村事務局長から勧告に向けての考え方、方向性について説明があり、国並み引き下げ改定の勧告の方向性が示されました。私たちの要求に応えるものとは全く言えず、交渉参加者からは学校現場の業務量増加の実態についての訴え、再任用職員や会計年度任用職員の一時金

についての不合理を指摘する声が続きました。さらに、私たち公務員の労働基本権制約の代償機関として、勧告までの残された期間で、私たちの要求を反映させた勧告にする努力を求めました。

次回交渉(人事委員長会見)は10月28日(水)で、今週中には勧告が出される見込みです。



第2回交渉での署名提出の様子

私たちの要求は、業務量増加に見合う一時金の引き上げ 参加者からの要求(要旨)

◇私たちの要求は「一時金の引き上げ」。引き上げるときは勤勉手当を充ててきながら、引き下げるときは期末手当というのは、全く道理がない。今年度から導入された会計年度任用職員制度によってやっと支給された期末手当が削減されるようなことにならないような勧告をお願いしたい。

◇再任用は「定数内」で、定年前と同じ仕事をしているのに、支給月数2.35月は不合理(正規は4.5月)。

◇私たちも知事も、「高齢層職員の賃金改善」となる勧告を求めて人事委員会に要請をした。人事委員会においてはしっかりと受け止めていただきたい。もし一時金を引き下げたら、高齢層職員の賃金の引き下げになる。一時金を引き下げないように。

◇県「行革」による地域手当削減は、10年以上にわたって一時金にもはね返っていたし、今も続いている。月40万円だと、地域手当1.5%削減分が月6,000円で、その4.5月で27,000円。今回0.05月削減されることになれば、40万円の給料で20,000円の削減だが、それ以上の削減を私たちは既に受けてきたということ。それなのに、一時金の引き下げをするのか。兵庫県の実情を反映した勧告にしてもらいたい。

◇知事の要請に基づいて公民比較方法を変えて、「行革」による地域手当の削減分を覆い隠した2年前、人事委員会は報告の最後で「今後の給料および諸手当等の検討にあたっては、この間の経緯(これは「行革」によって下げられた10年間)を常に念頭に置きながら、職員のモチベーションの維持向上を十分に配慮されるように合わせて要請する」と当局に要請している。人事委員会自らが、そのような職員のモチベーションを維持向上できるような勧告を出していただかないといけな。勧告・報告のどこに反映させられるかということについては、よく工夫していただいて、ぜひとも職員のモチベーションの維持向上ができるような勧告・報告をお願いしたい。

◇「国と同様」だけでなく、兵庫県独自の状況をどう考慮するのかについて言及することが兵庫県人事委員会としての責任なのではないか。

◇事務局長が「労苦に感謝している」とおっしゃるのだから、それを勧告に反映してもらいたい。業務量増に対して、労働基準監督的な役割をもつ人事委員会として、どういう手を打つか。それこそが必要。

人事委員会 西村事務局長の説明・回答の要旨

◆民間従業員と県職員の給与を調査し、速やかに比較・分析をおこない、結果が出しだい勧告をおこなう必要があると考えていることから、人事院勧告と同様に、特別給(一時金)について先行して勧告する。今後予定される月例給の勧告についても、調査結果がとりまとめしだい、必要な報告および勧告をおこなう。

◆国と同様に、県内の民間の支給月数が県職員の支給月数を下回る見込みで、民間との均衡をはかるために本年の12月期から国並みの引き下げ改定(年0.05月減)を行う必要がある。

◆国と同様に、民間の考課査定分の配分状況を踏まえて、期末手当での引き下げ勧告を考えている。

◆会計年度任用職員の期末手当については、「常勤職員(正規職員のこと)との均衡を踏まえ、適切に対応する必要がある」旨を言及したい。

◆精査中の項目は、鋭意検討を続けている。今しばらくお時間をいただきたい。勧告日は今週後半で調整している。

◆再任用制度については、国の動きがなく、また他府県も同様な状況であり、その中で本県独自の対応をおこなうことは困難。

◆高齢層の職員の士気確保について、三上委員長、小野委員長からいただいた緊急要請書、そして任命権者からの要請、それぞれの要請の趣旨を受けとめ、中立かつ公正な第三者機関として、本年の勧告・報告に向けて議論・検討をおこなっている。このうち、一時金の勧告については、公務と民間の支給月数の比較をおこない、両者に較差があればそれを埋めるということで民間との均衡を図るとするものであり、国や他府県における取り扱いも踏まえると、高齢層職員に限り異なる取り扱いをおこなうことは困難。本委員会としては、今後月例給に関する勧告に向けて、引き続き議論・検討をおこなっていきたいと考えているので、ご理解いただきたい。

◆月例給に関する人事院勧告の時期については、一部報道によると10月28日(水)を予定しており、月例給は据え置かれる見通しとのことではあるが、詳細についてはまだ把握はしていない。

◆賃金水準を月例給とトータルで判断したいということで、調査結果を可能な限り早期にとりまとめ、必要な勧告をおこないたいと考えている。

人事委員会が県当局に「給与条例の附則改正」を要請?

一時金についての人事委員会勧告に関わって、人事委員会が県当局に対して、「給与条例の附則改正」を要請したことがわかりました。これは、ひとことで言うと、12月の一時金引き下げを可能にするために、9月議会(10月22日閉会)で「附則改正」をしておくというものです。

これについて人事委員会 西村事務局長は、

「附則改正」に関する要請については、今後おこなう本委員会の勧告の内容が、任命権者において適切に円滑に実施されるために必要な対応を準備しておくよう、任命権者に要請した。人事院が特別給の引き下げ勧告をおこなったことを踏まえて、本委員会の勧告がどのような内容になっても、任命権者において適切に対応できるよう、必要な措置を講じておくように要請した。

と答えましたが、私たちにとっては何のメリットもないものです。県当局と私たちの間で考えるべきことであるのに、私たち公務員の労働基本権制約の代償機関である人事委員会が、そのようなことをするのは理解できません。人事院勧告が出ただけで、人事委員会勧告もまだ出ておらず、もちろん県当局との交渉もまだなのに、引き下げとなる可能性があるから「附則改正」を要請するというのは納得できません。そのような当局側に寄り添った丁寧さだけでなく、私たちにもその丁寧さできちんと寄り添ってほしいということを強く求めました。

学校の業務の実態と私たちの要求をしっかりと受けとめて まとめのあいさつ(要旨)

まとめのあいさつでは、コロナ禍の状況で旅行関係や飲食関係が打撃を受けていると聞く一方で、公務員が本当にたいへんな状況の中で業務をおこなっていることも広く県民・国民に理解されているということを指摘して、一時金引き上げの勧告を促しました。

そして最後に、労働基本権制約の代償機関としての役割を果たすことと、これまでに私たちから訴えたことをしっかりと受けとめた上で、教職員に寄り添った、教職員を勇気づける勧告とすることを強く求め、今回の回答をもう一度考え直すよう求めました。